

## 授業案②⑨ 議論する能力—主張・事実・論拠—

## 1 対象

高校生

## 2 獲得目標

- ・前提事実と主張と区別するとともに、前提事実から主張へと至る論拠を明示して議論することができるようになること
- ・そうした能力を前提に、多面的・多角的に考察し公正な判断をすることができるようになること

## 3 指導要領との関係・本授業案の意義

中学校学習指導要領第2章第2節「社会」第2〔公民的分野〕3「内容の取扱い」(3)カ(エ)において、高等学校学習指導要領第2章第3節第2款第1「公共」3内容の取扱い(3)カ(エ)において、「裁判員制度について触れること」との要請がある。特に高校では「司法参加の意義」との関連で触れることとされているので、単に裁判員制度を知識として教えるだけでなく、刑事裁判で実際に行われている事実認定にまで触れる必要があろう。

他方で、前述したように、中学校学習指導要領の公民的分野においても高等学校学習指導要領の公民においても、目標として「議論する力」が挙げられている。その際、高等学校学習指導要領第2章第3節第2款第1「公共」2「内容」BイやCアでは「論拠」という言葉も出てくる。

そこで、刑事裁判における事実認定を扱いつつも、トゥールミン・モデルを参考に、前提事実と主張を切り分け、さらに前提事実から主張へと展開するための論拠を明らかにすることが何よりも大事であることを指摘することによって、議論一般の能力向上につながる授業モデルとして開発したのが本授業案である。

## 4 授業の流れ

| 段階<br>時間  | ○教師の主な発問・指示<br>◎学習内容                                                                                                                                | ⇒生徒の反応<br>指導のポイント等                                                                                                                                    |
|-----------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 導入<br>15分 | <p>○「それってあなたの感想ですよね」という言葉を聞いたことがあるか。</p> <p>○事実と感想すなわちその人の考えを切り分けて話すべきだという議論の大前提を指摘したもの。</p> <p>◎「事実」とは「すでにその正しさが確定しているもの」。たとえば、「この被害者は刃物で刺されて出</p> | <p>⇒ある（小学生の流行語ランキング2022年1位）＝ひろゆき氏の言葉</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 10px auto;">事実≠感想・考え・主張</div> |

血している」のように、観察によって確認することができるのが事実（経験的事実）。他方で、「正しさが確定していないもの」が「考え・感想・主張」。

○このことを刑事裁判を例に考えていく。

○日本の刑事裁判では検察官と被告人が当事者となる。検察官とは、犯罪の処罰を裁判所に求める権限を持った国家の機関で訴える側。被告人とは犯罪を犯したと疑われて訴えられた側。被告人は、国家機関である検察と争うため、助言者として弁護人を選任する権利が与えられる。そして、検察官と被告人・弁護人どちらの主張に理があるかを公平な第三者である裁判官がジャッジするという構造を採っている。しかも現在では裁判員制度が採用されているので、皆さんも18歳になったら裁判員として裁判にかかわる可能性がある。

○公訴事実1を見せる。

憲法37条3項「刑事被告人は、いかなる場合にも、資格を有する弁護人を依頼することができる。被告人が自らこれを依頼することができないときは、国でこれを附する。」

裁判員の参加する刑事裁判に関する法律13条「裁判員は、衆議院議員の選挙権を有する者の中から、…選任するものとする。」

公訴事実「被告人は、8月7日午後7時10分頃、A方住宅に侵入し、Aが所有する絵画（時価500万円相当）を窃取したものである。」

○検察官は被告人を訴えたとき、起訴状を作成するが、そこに犯罪事実として書かれているのが公訴事実である。これは事実か、考え・主張か。

◎起訴の段階ではあくまでも検察官が「被告人がこの犯罪を犯した」という主張にすぎない。

○では検察官はどうやって「被告人がこの犯罪を犯した」と証明するのか。

○刑事裁判で有罪とされると被告人はどうなるか。

○犯罪にもよるが、身体を拘束されたり、場合によっては死刑となることもある。

◎つまり刑罰は人の自由・身体に重大な侵害を伴うから、間違っても無実の人を処罰してならない。そこで、刑事裁判では、検察官が被告事件は犯罪行為に該当し、被告人が犯人であることを「合理的な疑い」を払拭できるところまで証明しなければならないとしている。これを検察官に立証責任があると言う。逆に言えば、弁護人は、有罪であることに「合理的な疑いの余地が残る」ことを立証すれば、裁判官は無罪判決を出さなければならない。

○安心して有罪判決が出せる場合はどのような場合か。

◎被告人の犯行を目撃したという証人の供述を、犯罪自体を直接証明する証拠という。この場合であれば裁判員になったとしても安心して有罪判決を出せよう。この場合は、前提事実が結論と同じことを言っている（包摂している）場合で、前提事実が正しいことが証明されればそれだけで結論は正しいということになる。

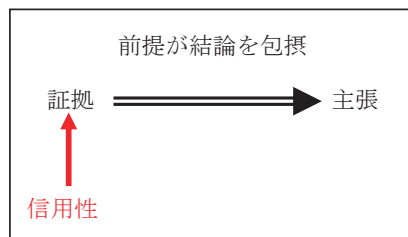
⇒事実／主張？

⇒証拠による

⇒刑罰を受ける

刑事訴訟法336条が「被告事件が罪とならないとき、又は被告事件について犯罪の証明がないときは、判決で無罪の言渡をしなければならない」と規定しているので、無罪判決は、「証明がない」つまり有罪であることに「合理的な疑いの余地が残る」場合も含まれる。

⇒防犯ビデオに映っている。目撃証人がいる。



◎しかし、そのような直接証拠のない事件では被告人を有罪にできないということではない。多くの事件では、間接的な証拠から推論を含んで結論を導いている。推論を含んでいるので、誤っている可能性は理論上は0とはならない。しかし、「合理的な疑いの余地」とは、そうした結論に至る蓋然性について合理的な疑いがあるということであって、理論上の可能性があったとしても、蓋然性があることに合理的な疑いがないければ有罪と認定できるということになる。ただし、そのためには高度な蓋然性を基礎づける根拠が必要であり、そうした根拠を「論拠」と呼んでいる。

◎ただし、刑事裁判の事実認定では先ほど言ったように無実の者を処罰してはならないという原則があるので、「論拠」は日常生活の経験から得られた常識的な法則である経験則には限られる。

○起訴状の窃盗事件で、犯行後に被害者宅付近で盗まれた品を持って歩いている被告人を見たという目撃者の供述が証拠として出された場合、被告人が犯行をしたという直接の証拠だろうか。

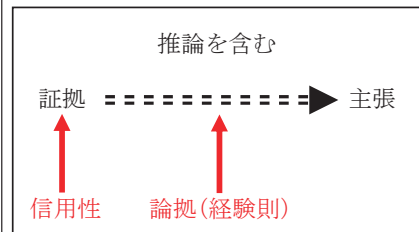
○この証拠はどこまでの事実を証明しているか。

○その事実は「犯行場所・時刻に近接した場所・時刻に盗まれた物を所持していた者は窃盗犯である」という経験則に基づいて、起訴状記載の事実を被告人が行ったということはかなり高い蓋然性で推測させる。

○では逆に被告人・弁護人側としては、被告人が窃盗犯ではないというためにはどのような活動を行えば良いか。

○「被告人にはアリバイがある」ということを前提に「被告人は犯人ではない」と主張する場合、その前提は「被告人は犯行時刻に犯行現場にいたはずはない」ということを意味するから「被告人は犯人ではない」という結論を包摂している。従って、ここでは前提が正しいことが証明されれば、論拠抜きで結論は正しいということになる。

最決平成19・10・16刑集61巻7号677頁「刑事裁判における有罪の認定に当たっては、合理的な疑いを差し挟む余地のない程度の立証が必要である。ここに合理的な疑いを差し挟む余地がないというのは、反対事実が存在する疑いを全く残さない場合をいうものではなく、抽象的な可能性としては反対事実が存在するとの疑いをいれる余地があっても、健全な社会常識に照らして、その疑いに合理性がないと一般的に判断される場合には、有罪認定を可能とする趣旨である」



⇒直接の証拠とは言えない。

⇒犯行後に盗まれた物を被告人が持っていたという事実

⇒アリバイを主張する・目撃供述の信用性を争う。

|            |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |                                                                                                                          |
|------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|            | <p>○しかし、先ほど言ったように、被告人側は完全に無実であることを立証する必要はなく、検察側の立証に合理的な疑いがあることを立証すれば足りる。まず、前提である目撃供述の信用性を争うことが考えられる。例えば、見たときの距離や角度、明るさなどを問題として、見間違いの可能性を指摘することが可能だろう。さらに、時刻や場所がどの程度離れていたのかを問題にすることで、論拠の蓋然性の高さを下げ、それに加えて第三者から預かった・譲り受けたなどの反証をすることで論拠に反論することが考えられる。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |                                                                                                                          |
| 展開1<br>15分 | <p>○公訴事実2を見せる。</p> <p>被告人は、8月7日午後7時10分頃、父親から殴られたことに腹を立て、父親を殺害する目的で近所の雑貨屋で飛び出しナイフを購入し、翌日午前0時10分ころ、同人宅において、父親に対し、殺意をもって、その左胸部をナイフ（刃体の長さ約20センチメートル）で1回突き刺し、よって、そのころ、同所において、同人を心臓損傷及び大動脈損傷による失血により死亡させて殺害したものである。</p> <p>○次の証拠を見て、この公訴事実をどのように証明しようとしているのか5分程度で考える。</p> <p>① 階下の老人の供述<br/>午前0時頃、2階で「殺してやる」という叫び声と誰かが床に倒れる音を聞き、急いで部屋の入り口まで行って、ドアを開けたところ、被告人がアパートから走り去るのを見た。</p> <p>② 近所の中古品店店主の供述<br/>午後8時頃、被告人が店に来て、店に置いてあったナイフを買っていった。このナイフは非常に形が珍しかったので、被害者の胸に刺さっていたものと同じもので間違いない。</p> <p>○①の証言が証明できる事実はどのようなものか。</p> <p>○ここから被告人が犯行を犯した犯人であると推論する論拠は何か。</p> <p>◎「犯行直後に犯行現場から逃げた者が犯人である蓋然性が高い」という経験則が論拠となる。</p> <p>○①の証言が証明できる事実はどのようなものか。</p> <p>○被告人が犯人であると推論する論拠は何か。</p> | <p>⇒被告人が犯行直後に現場から逃げたという事実</p> <p>⇒犯行直後に犯行現場から逃げた者が犯人である蓋然性が高い</p> <p>⇒被告人の持ち物が凶器に使われたという事実</p> <p>⇒凶器の持主が犯人である蓋然性が高い</p> |



|            |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |                                                                                                                                                                                                                                         |
|------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 展開2<br>15分 | ○次に、被告人の供述を読んで、弁護人として反論・反証を5分程度で考える。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |                                                                                                                                                                                                                                         |
|            | <p>父親と二人暮らし。父親は建設業で働いているが、帰ってくると毎日酒を飲んで酔っ払って私に暴力を振るってくる。その日も、7時頃に私に暴力を振るってきたので、私も腹が立って「いつか殺してやるぞ」といいながら外に出た。もちろんいつものことなので殺すつもりはなかった。父親はそのうち酔っ払って寝てしまうのが常なので、それまで時間をつぶすつもりだった。近所の雑貨店にいくと珍しい飛び出しナイフがあったので思わず買ってしまった。その後、映画館に行き映画を見て帰ってきたが、途中でナイフは落としてしまった。帰ってきたのは午前1時頃で、警察が来ていたのでビックリした。そのとき初めて父親が殺されたことを知った。私は、10時から0時まで映画を見ていた。映画の半券は捨ててしまった。映画館で知り合いにあったということもない。</p> <p>○では発表してください（出てきた順に検討）。<br/>⇒①階下の老人の証言の信用性を争う。<br/>○どのような点を争うか。</p> <p>⇒②雑貨店店主の証言を争う。<br/>○どのような点を争いますか。</p> <p>◎証言者に対して弁護人の立場から事情を聞くとすることが大事である。そうすると供述調書に対しては弁護人から尋問することはできないから、証人には法廷に来てもらって、議論する、すなわち反対尋問をすることが重要となる。こうしたことから、原則として証言者は裁判所に来てもらって証言するとともに、被告人・弁護人には反対尋問をする権利が認められている。</p> <p>○その他、反証として、同種のナイフを売っている店を見つけて、そのナイフを証拠として提出して、被告人の購入したナイフとは限らないことを立証することなどが考えられる。</p> | <p>⇒本当に2階の物音が聞こえたのか、逃げていくのは本当に被告人だったのか。</p> <p>⇒そのナイフは本当に珍しいのか、他に入荷したことはなかったのか。</p> <p>憲法 37条2項「刑事被告人は、すべての証人に対して審問する機会を充分に与へられ、又、公費で自己のために強制的な手続により証人を求める権利を有する。」</p> <p>映画「12人の怒れる男」を下敷きにしている。一部ネタバレを含んでいるが、授業の後に全員で鑑賞しても十分に楽しめる。</p> |
| まとめ<br>5分  | <p>◎私たちが一般的にしている議論の多くは、ある事実を前提にしてそこから自分が蓋然性があると考え結論を導くというものである。つまり、前提と結論との間に推論を含んだ一種の飛躍がある。しかし、逆に飛躍があるからこそ、発展的な議論が可能になる。ただし、蓋然性があるということは反面不確かであるということであり、つまりその結論は主張にすぎない。従って、その主張が正しいというためには、その蓋然性を基礎付ける論拠を示す必要がある。</p> <p>このような議論のモデルを唱えたのが、ステイブン・トゥールミンというイギリスの分析哲学者であった。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 | <p>多くの科学的発見はこのようなものであったことを紹介する。例えば、ニュートンはリンゴを落ちるのを見て万有引力を発見したと言われているが、その論拠としては、ケプラーの天体運動の法則などを基にしていた。ただし、科学的議論の場合は、論拠の多くは仮説であることが多く、論拠の裏付けがさらに必要になる。そのケプラーの法則の裏付けとしては、天体観測のデータなどがあった。</p>                                               |

事実認定との違いは、前提となるのが最初から事実であり、その信用性を吟味する必要性がない（あるいは少ない）ことと、論拠の裏付けが要求されるので、裏付けと論拠双方に対する反証が可能だということである。

我々が議論をする際、事実と主張がごっちゃになっていたり、事実から主張を導く論拠が明示されないということがある。しかし、それではせっかくの議論もかみあわないまま終わってしまうことになりかねない。まず前提事実と主張を切り分け、前提事実から主張を繋げる論拠を明確にして議論することを心掛けよう。

「それってあなたの感想ですよ」という言葉を事実と主張を切り分ける意味で使うのは大いに結構であるが、議論を断ち切るために使うという例も見られるようである。それでは、議論によって新しい発展をする機会を失うことになってしまう。

本日学んだことを活かして大いに議論をしてみてください。

